

金沢市 空き家等活用・流通促進体制 運用マニュアル

令和5年3月改正

このマニュアルは令和2年度国土交通省「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」の助成を受けて作成しました。

もくじ

1 活用・流通促進体制の目的と役割	
(1) はじめに.....	1
(2) 金沢市空き家等活用・流通促進体制に関する協定書.....	1
(3) 金沢空き家再生ひきうけ隊.....	5
2 相談対応の流れ	
(1) 市と担当事業者が行う業務とその流れ.....	6
(2) 相談業務フロー図.....	7
3 活用・流通促進体制内の情報の取り扱いについて	
(1) 活用・流通促進体制内の情報管理に関する基本事項.....	13
(2) 活用・流通促進体制内の情報管理の運用に関する事項.....	14
(3) クラウドサービスを活用した情報共有に関する事項.....	15
4 仕事人別の相談対応	
各仕事人の相談対応.....	16
5 様式関係	
誓約書（様式1）.....	39
金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書（様式2）.....	40
情報提供に関する同意書（様式3）.....	41
6 クラウドサービスのアプリ	
相談受付シート.....	43
空き家等カルテ.....	47
金沢空き家再生ひきうけ隊打合せ記録.....	51
進捗状況報告書.....	53
空き家相談対応完了報告書.....	55

1 活用・流通促進体制の目的と役割

1 活用・流通促進体制の目的と役割

(1) はじめに

平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）が施行され、本市では平成 28 年 3 月に金沢市空き家等管理・活用計画を策定するとともに、同年 4 月に金沢市空き家等の適切な管理及び活用に関する条例（以下、「条例」という。）を全面施行し、地域が空き家を活用する補助制度や地域に悪影響を与える空き家を撤去する際の補助制度を設けるなど、適切な管理及び有効な活用に向けた対策を講じてきた。

また、平成 28 年 2 月、空家等対策計画に関する包括的な協議を行うため、法第 7 条及び条例第 21 条に基づく金沢市空き家等管理・活用推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置した。

平成 29 年には、国において空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン（7. 参考資料 1）が示され、空き家所有者情報を外部提供する際の法的な整理及び所有者の同意を得て外部に提供していく際の運用方法がとりまとめられた。

また、本市における空き家等の相談件数は年間約 300 件におよび、近年では空き家等の活用に関する相談が増加しており、これらへの迅速な対応が課題となっている。

これらの状況を受け、令和元年に、空き家等の活用・流通を促進する体制構築を目的とし、金沢市と 11 の専門団体の実務者を交えた検討会を実施するとともに、協議会の中に活用・流通専門部会を新たに設け、空き家等を活用・流通促進する体制のスキームや相談の流れ等について検討を行った。

その結果、令和 2 年 10 月 22 日に所有者等の個人情報保護を担保するとともに、金沢市と 11 の専門団体との役割等を定める協定を締結し、官民連携（金沢空き家再生ひきうけ隊）のもと、空き家等を活用・流通促進する体制を構築するとともに、更にこの体制を円滑に運用するため、本運用マニュアルを策定したものである。

(2) 金沢市空き家等活用・流通促進体制に関する協定書

① 協定締結の目的

本市における空き家等の有効活用及び流通の促進を図るため、所有者等の個人情報の保護を担保するとともに、金沢市と専門団体との取り組み事項等に関して必要な事項を定めるものとする。

② 協定書に定める本市と専門団体の取り組み事項（協定書第 3 条）

ア 本市の主な役割

体制の構築、運営マニュアルの作成、情報共有ツールの整備等

イ 専門団体の役割

相談対応、問題解決策の提案、本市の要請への参加・協力

ウ 相互に取り組む事項

所有者等の個人情報の保護、効果促進のための広報活動等

③ 協定を締結する 11 の専門団体（五十音順）

- ・ 石川県司法書士会
- ・ 石川県土地家屋調査士会
- ・ 一般社団法人石川県建築士事務所協会
- ・ 一般社団法人石川県木造住宅協会
- ・ 一般社団法人プレハブ建築協会中部支部北陸協議会
- ・ 金沢市建築組合
- ・ 金沢地区建築組合連合会
- ・ 金沢弁護士会
- ・ 公益社団法人石川県宅地建物取引業協会
- ・ 公益社団法人全日本不動産協会石川県本部
- ・ 特定非営利活動法人金澤町家研究会

金沢市空き家等活用・流通促進体制に関する協定書

金沢市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）は金沢市内の空き家等の活用及び流通促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市における空き家等の有効活用及び流通の促進を図るため、所有者等の個人情報保護を担保するとともに、甲と乙との取り組み事項等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに付属する工作物であつて、現に居住その他の使用がなされていないもの（将来的に使用がなされない予定にあるものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者（法定相続人を含む。）又は管理者をいう。
- (3) 金沢市空き家等活用・流通促進体制 定住・移住の受け皿や地域コミュニティの活性化の有益な資源となりうる空き家等の活用を促進し、あわせて老朽空き家の解消や空き家の発生防止を図ることを目的に、空き家等の流通を阻害する要因となっている課題を官民連携で解決する体制（以下「促進体制」という。）をいう。
- (4) 仕事人 促進体制が認定した専門団体である乙をいう。
- (5) アドバイザー 空き家等対策に必要な助言等について、金沢市及び仕事人が参画の要請等をした者をいう。

（取組事項）

第3条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、相互に連携し、取り組むよう努めることとする。

- (1) 甲の取組事項
 - ア 促進体制を円滑に推進するために必要な環境等の整備に関すること。
 - イ 空き家等及び所有者等の情報に関すること。
 - ウ 乙が行う取組に対する協力等に関すること。
- (2) 乙の取組事項
 - ア 所有者等の相談対応及び問題解決の提案等に関すること。
 - イ 甲からの要請等があった際の参加・協力に関すること。
 - ウ 乙が自ら可能な範囲で行う、空き家等対策に資する事業及びサービスの提供の取組に関すること。
- (3) 甲と乙の取組事項 空き家等対策を目的としたリーフレット等の配布やホームページの掲載等、互いの取組事項の効果が促進されるような活動に関すること。

(アドバイザー)

第4条 甲と乙は、必要と認めるときは促進体制にアドバイザーを加えることができる。

(個人情報等の取扱い)

第5条 甲と乙は、第3条に掲げる事項に取り組むにあたり、業務上知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも終了の意思表示がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(苦情又は紛争の対応)

第7条 この協定に基づく事業の実施等に関し、苦情又は紛争等が発生した場合は、甲と乙とで協議の上、これに対応するものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙とで協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年10月22日

甲 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市長 山野之義

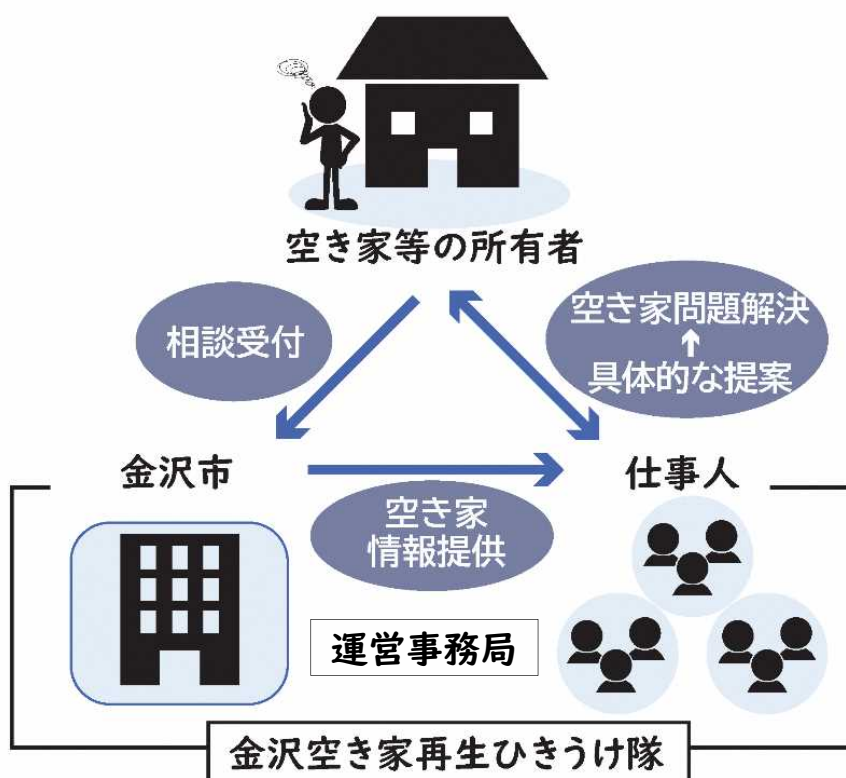
乙 金沢市〇〇丁目〇番〇〇号
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇 〇 〇 〇 〇 〇

(3) 金沢空き家再生ひきうけ隊

定住・移住の受け皿や地域コミュニティの活性化の有益な資源となりうる空き家等の活用を促進し、あわせて老朽空き家の解消や空き家の発生防止を図ることを目的に、金沢空き家再生ひきうけ隊（以下「ひきうけ隊」という。）を設置する。

ひきうけ隊では、官民連携のもと空き家等の所有者等に、具体的な提案を行うことで、空き家等の活用・流通を阻害する要因となっている課題を解決する。

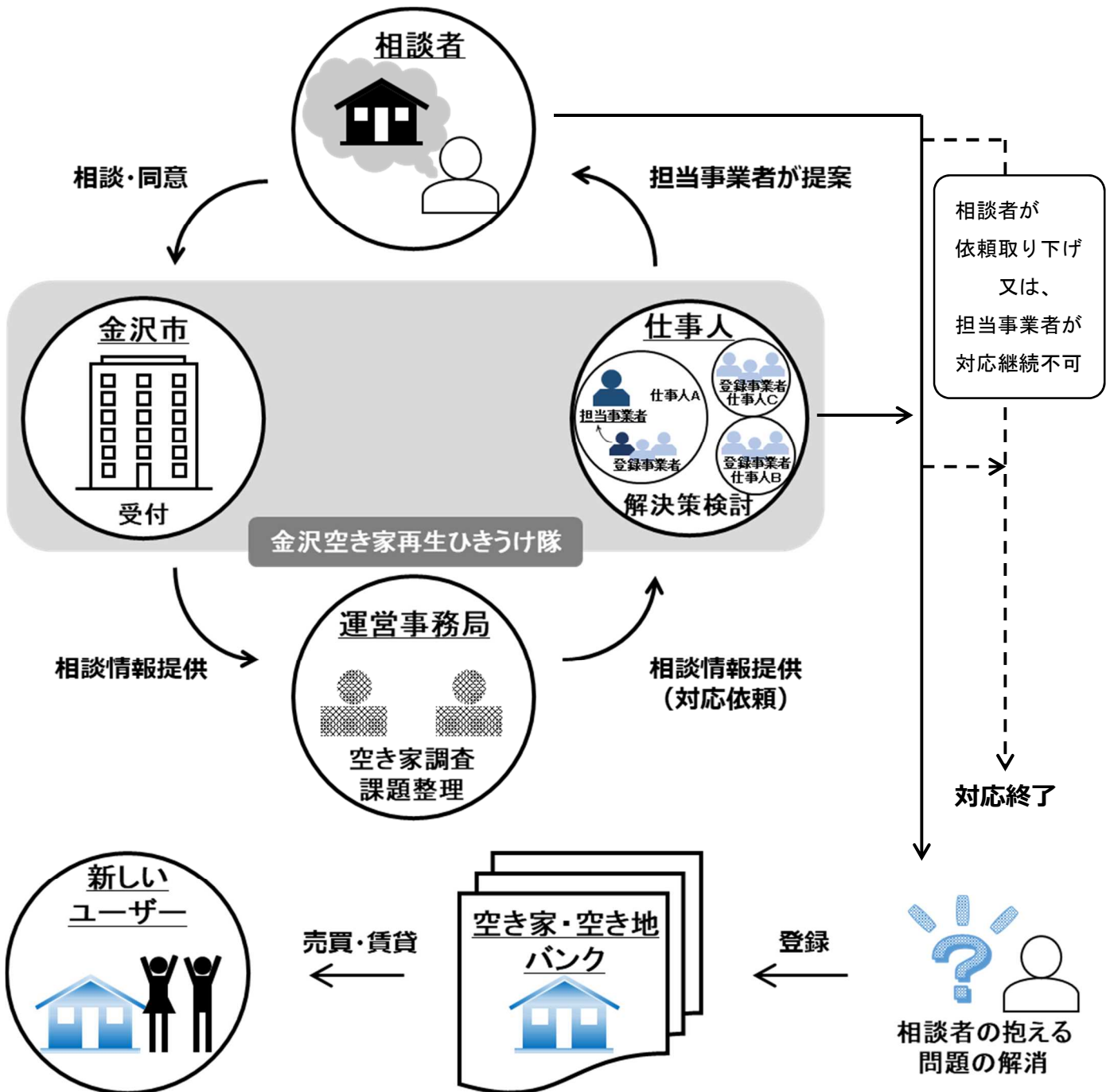
活用・流通促進体制のイメージ



2 相談対応の流れ

2 相談対応の流れ

(1) 市と担当事業者が行う業務とその流れ



○仕事人とは、ひきうけ隊が認定した専門団体をいう。

○登録事業者とは、相談対応するため、仕事人内であらかじめ登録した事業者をいう。


○担当事業者とは、登録事業者の中で、相談対応を担当する事業者をいう。

○活用・流通相談における運営事務局の役割

- ・相談案件の現地確認、空き家カルテの作成、専門団体の選定、三者面談の日程調整、三者面談、相談対応進捗管理、担当事業者との連絡調整など、相談に関する進捗管理を行う。
- ・クラウドサービス情報入力閲覧、情報管理などクラウドサービスによる相談の進捗管理を行う。

(2) 相談業務フロー図 (概要)

①	相談受付	金沢市	<input type="checkbox"/> 相談受付シートの記入・管理番号付与 (クラウドサービス) <input type="checkbox"/> 相談内容・目的・意向の精査・確認 <input type="checkbox"/> 金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書の取得 <input type="checkbox"/> 運営事務局へ相談受付シートの情報提供(クラウドサービス) 情報：建築確認申請、道路種別、幅員等 <input type="checkbox"/> 相談を受付したことを両運営事務局及び全仕事人に通知 (クラウドサービス) <input type="checkbox"/> 相談対応する事務局を選定し、全仕事人に通知 (クラウドサービス)
②	現地調査	運営事務局	<input type="checkbox"/> 物件の目視確認・写真撮影 (建物の有無・状態・接道状況・周辺環境等) <input type="checkbox"/> 調査結果をふまえ、空き家等の情報を整理・ 空き家カルテ作成(クラウドサービス) <input type="checkbox"/> 相談者に現地調査の結果及び空き家カルテの 内容を報告する
③	仕事人選定 (情報提供)	運営事務局	<input type="checkbox"/> 相談者に対応を希望する仕事人を確認し、 役割分担表を基に仕事人を組み合わせる <input type="checkbox"/> 仕事人に空き家カルテの情報提供(クラウドサービス) <input type="checkbox"/> 仕事人の決定を金沢市に報告(クラウドサービス)
④	仕事人決定通知	金沢市	<input type="checkbox"/> 仕事人の決定を全仕事人に通知(クラウドサービス)
⑤	担当事業者選定 (情報提供)	仕事人	<input type="checkbox"/> 担当事業者の選定・調整・・・仕事人内 <input type="checkbox"/> 担当事業者に情報提供(クラウドサービス)
⑥	担当事業者決定	仕事人	<input type="checkbox"/> 担当事業者の決定を運営事務局及び金沢市に報告 (クラウドサービス)
⑦	担当事業者決定通知	金沢市	<input type="checkbox"/> 担当事業者の決定を全仕事人に通知(クラウドサービス)
⑧	面談日程調整	運営事務局	<input type="checkbox"/> 相談者に担当事業者が決定したことを報告 <input type="checkbox"/> 相談者・担当事業者との面談の日程調整(電話等)

⑨	面談	運営事務局 担当事業者	<input type="checkbox"/> 対応方針の確認等・・・相談者、担当事業者、 運営事務局、金沢市（必要に応じて） <input type="checkbox"/> 担当事業者が情報提供に関する同意書を取得 <input type="checkbox"/> 運営事務局が面談結果を金沢市、運営事務局、仕事人、 担当事業者とで情報共有(クラウドサービス)	
⑩	具体策等提案	担当事業者	<input type="checkbox"/> 具体策の提案 <input type="checkbox"/> 解決の手順や費用の説明 <input type="checkbox"/> 相談者と業務契約を締結した場合は、 金沢市、運営事務局、仕事人に報告 (クラウドサービス)	<input type="checkbox"/> 相談者と 業務契約
⑪	進捗管理	仕事人	<input type="checkbox"/> 担当事業者の進捗状況を管理 (クラウドサービス) <input type="checkbox"/> 進捗状況を市及び運営事務局に報告 (クラウドサービス) <input type="checkbox"/> 定期的に金沢市へ進捗状況を報告 (クラウドサービス)	
⑫	完了報告	仕事人	<input type="checkbox"/> 対応結果等を金沢市及び運営事務局に報告(クラウドサービス)	
⑬	完了報告通知	金沢市	<input type="checkbox"/> 対応結果等を全仕事人に通知(クラウドサービス)	

※(クラウドサービス)・・・クラウドサービスを使用

【その他】

- ・金沢市と運営事務局が、定期的に「事務打合せ会」を行う。（5月、8月、11月、2月）
- ・金沢市と仕事人が、必要に応じて「連絡会」を行う。

相談業務フロー図（詳細）

<p>① 相談受付</p>	<p>金沢市</p>	<p><input type="checkbox"/> 窓口で相談の受付をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者が相談受付シートに相談内容を記入する(クラウドサービス) <p><input type="checkbox"/> 電話で相談の受付をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話の聞き取りにより、市が相談受付シートを記入する(クラウドサービス) <p><input type="checkbox"/> F A X 又はメールで相談の受付をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F A X 又はメールにより、市が相談受付シートを記入する(クラウドサービス) ・ 相談内容・意向の不明な部分は、相談者に電話等で確認する <p><input type="checkbox"/> 共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当体制の相談者は、空き家等の所有者等とする ・ 近隣住民等からの相談は、当体制とは別に市が対応する ・ 相談内容が家屋破損、ごみ、草木等の管理（苦情）に関する場合は、活用・流通促進体制とは別に、市が相談対応する ・ 相談受付時、空き家等に管理番号を付与する。 (令和2年10月の相談受付からの通し番号) ・ 相談受付シートより、相談の内容・意向を精査・確認する ・ 相談者が活用・流通促進体制を利用する場合は、相談者から金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書を取得する（様式2） ・ 運営事務局へ相談受付シートの情報提供する(クラウドサービス) <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者情報 ・ 建築確認申請情報 ・ 空き家等の情報（地番、道路種別、道路幅員、用途地域、阻害要因等） ・ 全部事項証明書の情報 ・ 相談を受付したことを全仕事人に通知する(クラウドサービス) <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 ・ 管理番号 ・ 空き家の所在 ・ 相談内容 ・ 相談対応する運営事務局を選定し、全仕事人に通知する(クラウドサービス) <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理番号 ・ 空き家の所在 ・ 選定された運営事務局
-------------------	------------	---

<p>② 現地調査</p>	<p>運営 事務局</p>	<p><input type="checkbox"/>物件の目視確認・写真撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の有無・状態 ・接道状況 ・周辺環境 等 <p>※共同住宅・長屋の場合は、全戸空室であるかを確認する</p> <p><input type="checkbox"/>調査結果をふまえ、空き家等の情報を整理・空き家カルテを作成する (クラウドサービス)</p> <p><input type="checkbox"/>相談者に現地調査の結果及び空き家等カルテの内容を報告する</p>
-------------------	-------------------	---

<p>③ 仕事人選定 (情報提供)</p>	<p>運営 事務局</p>	<p><input type="checkbox"/>相談者に対応を希望する仕事人を確認し、役割分担表を基に仕事人を 組み合わせる</p> <p><input type="checkbox"/>仕事人に空き家カルテを情報提供する(クラウドサービス)</p> <p><input type="checkbox"/>仕事人の決定を金沢市に報告する(クラウドサービス)</p>
-------------------------------	-------------------	---

<p>④ 仕事人 決定通知</p>	<p>金沢市</p>	<p><input type="checkbox"/>仕事人の決定を全仕事人に通知する(クラウドサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理番号 ・空き家の所在 ・選定された仕事人
---------------------------	------------	---

<p>⑤ 担当事業者 選定 (情報提供)</p>	<p>仕事人</p>	<p><input type="checkbox"/>担当事業者の選定・調整を行う・・・仕事人内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事人が登録事業者の中から担当事業者を選定し、相談対応を依頼・ 情報提供 ・担当事業者が相談対応を受諾
--------------------------------------	------------	--

<p>⑥ 担当事業者 決定</p>	<p>仕事人</p>	<p><input type="checkbox"/>担当事業者の決定を運営事務局及び金沢市に報告する(クラウドサービス)</p>
---------------------------	------------	---

<p>⑦ 担当事業者 決定通知</p>	<p>金沢市</p>	<p><input type="checkbox"/>担当事業者の決定を全仕事人に通知する(クラウドサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理番号 ・空き家の所在 ・選定された担当事業者
-----------------------------	------------	---

⑧ 面談日程 調整	運営 事務局	<input type="checkbox"/> 相談者に担当事業者が決定したことを報告 <input type="checkbox"/> 相談者・担当事業者との面談の日程調整（電話等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 面会日時 ・ 場所
--------------------------	-------------------	---

⑨ 面談	運営 事務局 担当 事業者	<input type="checkbox"/> 対応方針の確認等 …… 相談者、担当事業者、運営事務局、 金沢市（必要に応じて） <input type="checkbox"/> 担当事業者が情報提供に関する同意書を取得する（様式3） <input type="checkbox"/> 運営事務局が面談結果を金沢市、運営事務局、仕事人、担当事業者とで 情報共有する（クラウドサービス） <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 ・ 担当事業者の提案 ・ 今後の対応 等
-----------------	----------------------------------	---

⑩ 具体策等 提案	担当 事業者	<input type="checkbox"/> 具体策を提案する <input type="checkbox"/> 解決の手順や費用の説明する <input type="checkbox"/> 相談者と業務契約を締結した場合は、金沢市、運営事務局、仕事人に 報告する（クラウドサービス）
--------------------------	-------------------	---

⑪ 進捗管理	仕事人	<input type="checkbox"/> 担当事業者の進捗状況を管理する（クラウドサービス） <input type="checkbox"/> 進捗状況を市及び運営事務局に報告する（クラウドサービス） <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応した日時 ・ 相談者へ提案した内容 ・ 提案に対する相談者の反応 ・ 今後の対応予定 <input type="checkbox"/> 金沢市の定期的に金沢市へ進捗状況を報告する（クラウドサービス） （4月末、7月末、10月末、1月末） 報告の依頼：金沢市 → 運営事務局 → 仕事人 → 担当事業者 報 告：担当事業者 → 仕事人 → 金沢市
-------------------	------------	---

<p style="text-align: center;">⑫ 完了報告</p>	<p style="text-align: center;">仕事人</p>	<p>□対応結果等を金沢市及び運営事務局に報告する(クラウドサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応した日時 ・相談者へ提案した内容 ・提案に対する相談者の反応 ・空き家等がどうなったのか <p>□次のいずれかに該当するまで⑩報告を繰り返す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいユーザーに渡るなど、相談者の抱える問題が解消された場合 ・相談者が相談を取り下げた場合 ・担当事業者が具体策の提案ができない等、相談の対応を継続できない場合
--	--	---

<p style="text-align: center;">⑬ 完了報告 通知</p>	<p style="text-align: center;">金沢市</p>	<p>□対応結果等を全仕事人に通知する(クラウドサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理番号 ・空き家の所在 ・担当事業者 ・完了日(取下げ日) ・完了情報(解体、売却等)
---	--	---

※(クラウドサービス)・・・クラウドサービスを使用

3 活用・流通促進体制内の情報の取り扱いについて

3 活用・流通促進体制内の情報の取り扱いについて

(1) 活用・流通促進体制内の情報管理に関する基本事項

運営事務局、仕事人及び登録事業者（担当事業者含む。以下この章において同じ。）は体制内の情報の取扱について、以下のことを遵守すること。

- ① 金沢市が提供した情報を、運営事務局から仕事人へ情報提供する際、並びに仕事人から登録事業者へ情報提供する際は、個人情報の保護に関する法律に基づき当該業務を行う上で個人情報の保護に関する法律第2条第1項

個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人識別符号が含まれるもの

- ② 当該業務に関して知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。また、協定が解除された後においても同様とする。
- ③ 運営事務局、仕事人及び登録事業者は、当該業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- ④ 当該業務に関し情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに金沢市に対して、当該事故に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、金沢市の指示に従うこと。
- ⑤ 紙媒体の情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管すること。
- ⑥ 情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- ⑦ 業務作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の業務に必要な無い私物を持ち込んで、情報を扱う作業を行わないこと。
- ⑧ 情報を利用する作業を行うパソコン等の機器に、情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

[参考]

- ・金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例・・・②、③
- ・金沢市基幹情報ネットワークシステム運用管理基準・・・④～⑧

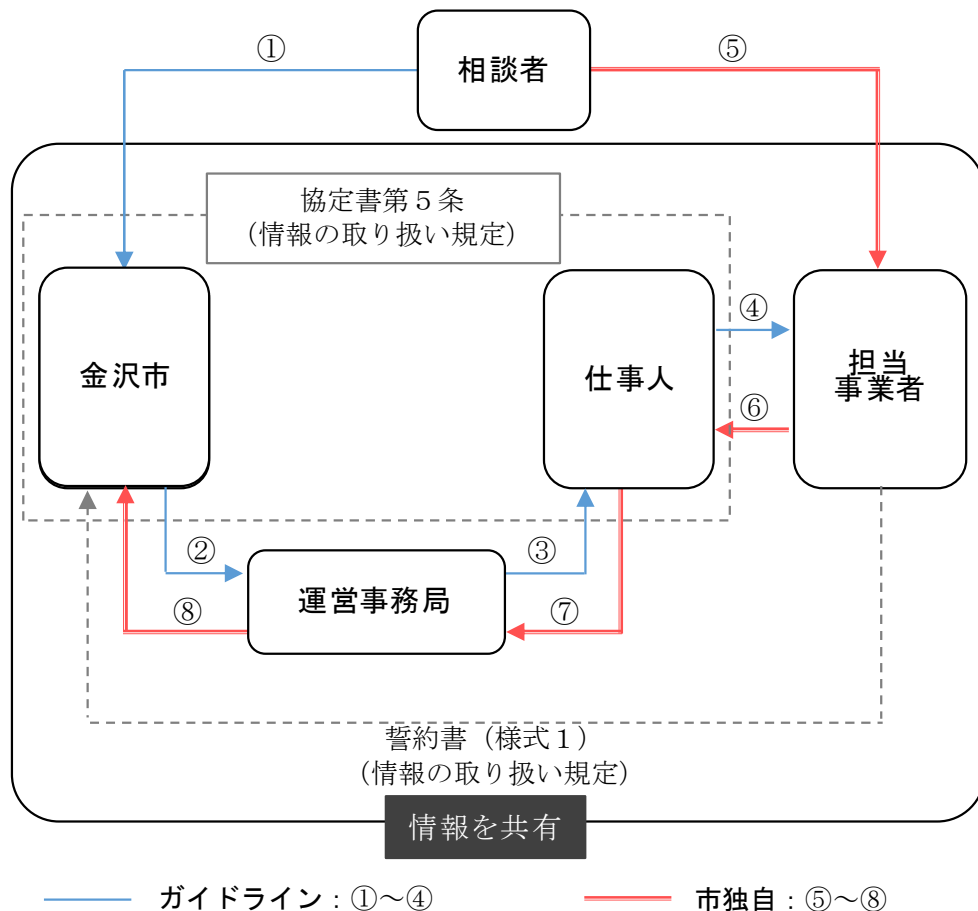
(2) 活用・流通促進体制内の情報管理の運用に関する事項

体制内で情報を取り扱うことに際し、下図のとおり書面を取り交わすこと。なお、登録事業者は本マニュアルに指定する誓約書（様式1）を金沢市に提出すること。

- ① 市が、空き家等情報を市、運営事務局、仕事人、登録事業者の間で共有することについて、相談者から同意を得る。（様式2 金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書）
- ② 市が運営事務局へ空き家等情報を提供する。（クラウドサービス 相談受付シート）
- ③ 運営事務局が仕事人へ空き家等情報を提供する。（クラウドサービス 空き家等カルテ）
- ④ 仕事人が担当事業者へ空き家等情報を提供する。

仕事人が担当事業者へ相談対応を依頼する際、担当事業者が利益相反の判断を行うために「相談者情報」が必要な場合は金沢市と個別に協議することとする。

- ⑤ 担当事業者が、空き家等情報を市、運営事務局、仕事人、登録事業者の間で共有することについて、相談者から同意を得る。（様式3 情報提供に関する同意書）
- ⑥ 担当事業者が仕事人へ空き家等情報を提供する。
- ⑦ 仕事人が運営事務局へ空き家等情報を提供する。
- ⑧ 運営事務局が市へ空き家等情報を提供する。



(3) クラウドサービスを活用した情報共有に関する事項

① 目的

市と仕事人において、相談業務の進捗状況の見える化やクラウドサービス内での意見交換や会議の開催を行うことにより、業務の効率化及び情報共有の迅速化を図る。

② クラウドサービス内で共有する情報の内容

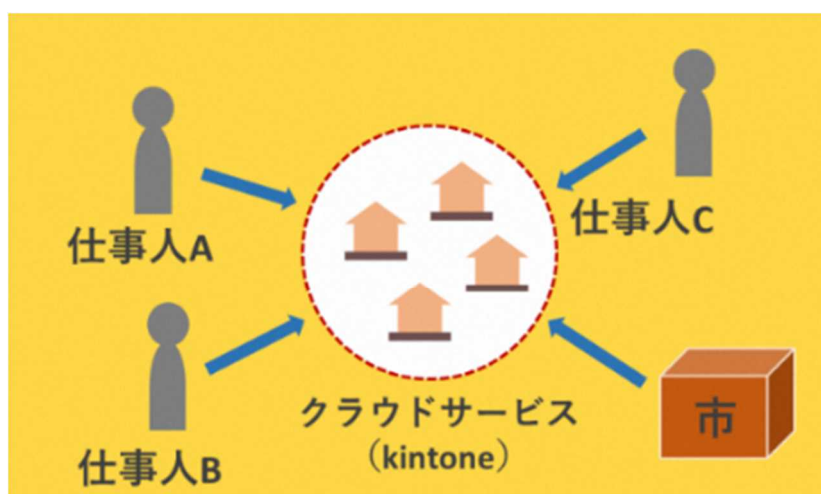
- ・相談内容
- ・空き家等の情報（所在地、現地写真、接道・道路状況、敷地面積 等）
- ・建物の有無（建築年次、構造・規模・延べ面積 等）
- ・登記情報
- ・相談の対応を行う担当事業者
- ・相談者、担当事業者、市の打合せ記録
- ・相談対応の進捗状況
- ・相談対応の結果報告

③ 利用に要する経費

当面の間、アカウント利用及びセキュアアクセス（セキュリティ強化オプション）に要する経費は金沢市が負担する。

④ クラウドサービスの操作について

クラウドサービスの操作については、金沢市空き家等活用・流通促進体制クラウドサービス操作マニュアルを参照。



クラウドサービスのイメージ

4 仕事人別の相談対応

団体名	石川県司法書士会
住所	〒921-8013 金沢市新神田4-10-18
電話番号	076-291-7070
F A X	076-291-4285
メール	LEU05165@nifty.com

① 主な相談内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言書について ・ 成年後見制度について ・ 遺産分割協議について ・ 土地・建物のトラブルを解消したい ・ 相続放棄をしたい ・ 相続登記について ・ 権利関係を調査したい 		
② 相談の取り次ぎの流れ（例）		
市による相談対応 <u>（無料）</u> 相談の受付	市及び担当事業者と面談 <u>（無料）</u> ・ 対応内容の相談・提案	担当事業者による対応 <u>（有料）</u> ・ 具体的な提案の提示 ・ 契約締結 ・ 提案内容の実施
③ 相談対応に必要な資料（例）		
<input type="checkbox"/> 図面・敷地図等（手書き可） <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 登記済権利書等	<input type="checkbox"/> 相談の目的について <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票の写し等（取得済みの場合） <input type="checkbox"/> 名寄帳写し、固定資産税納税通知書	

※名寄帳とは、税部局が保有している固定資産の一覧を所有者ごとにまとめたもの

相談内容に応じた仕事人の役割（石川県司法書士会）

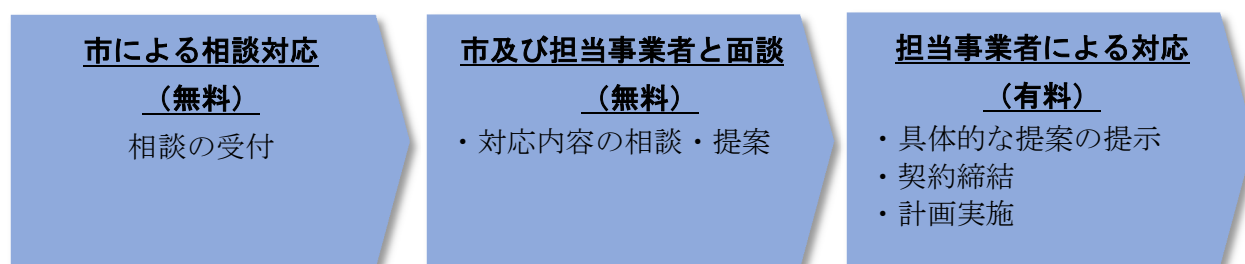
分類		相談内容	石川県 司法書士会
空き家化の 予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	
		遺言書を残したい	●
		住宅の活用処分等を考えたい	
	相続	成年後見制度について知りたい	●
		遺産分割協議について	●
		土地・建物のトラブルを解消したい	●
		相続放棄をしたい	●
		相続登記について	●
	売却・賃貸	土地の境界について	
		そもそもどうしたらよいか分からない	
		修繕・リフォーム	
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	
建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）			
建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握			
耐震診断等をしたい			
売却・賃貸したい			
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい			
建物新築・増築・取壊し登記をしたい			
権利関係を調査したい		●	
建物の活用用途や活用策を相談したい			
建て替えをしたい			
利 活 用 ・ 処 分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	
		管理を依頼したい	
		定期的な見守りをして欲しい	
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	
		活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい
	新築 建て替え	マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	
町家に関すること			
新築 建て替え	新築・建て替えをしたい		
	接道していない 住宅地整備をしたい		
二 利 用 者	買いたい 借りたい	空き家活用バンクに登録したい	

団体名	
石川県土地家屋調査士会	
住 所	〒921-8013 金沢市新神田 3 丁目 9 番 27 号
電話番号	076-291-1020
F A X	076-291-1371
メー ル	honkai@ishicho.or.jp

① 主な相談内容

- ・ 土地の境界を確認したい
- ・ 土地の実際の面積を知りたい、登記情報の面積を実際の面積に直したい
- ・ 住宅地の整理をしたい（合筆・分筆登記）
- ・ 官有（国・県・市）地の払い下げをしたい
- ・ 建物の新築・増築・取壊し登記をしたい

② 相談の取り次ぎの流れ（例）



③ 相談対応に必要な資料（例）

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 図面・敷地図等（手書き可） | <input type="checkbox"/> 相談の目的について |
| <input type="checkbox"/> 写真 | <input type="checkbox"/> 登記事項証明書・公図 |

相談内容に応じた仕事人の役割（石川県土地家屋調査士会）

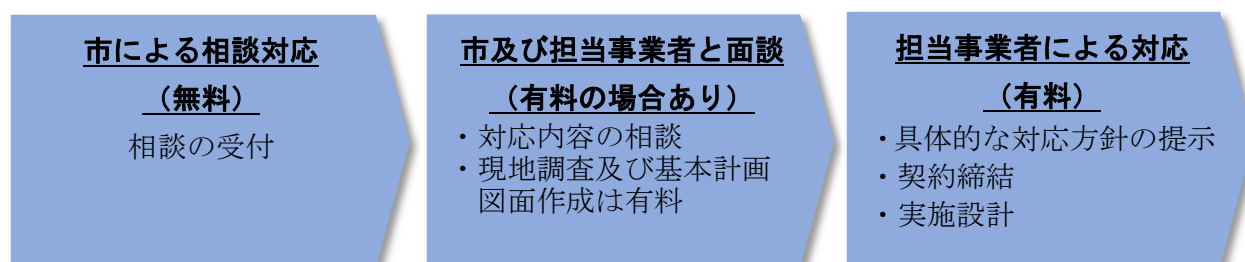
分類		相談内容	石川県土地家屋調査士会
空き家化の予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	
		遺言書を残したい	
		住宅の活用処分等を考えたい	
	相続	成年後見制度について知りたい	
		遺産分割協議について	
		土地・建物のトラブルを解消したい	
		相続放棄をしたい	
	売却・賃貸	相続登記について	
		土地の境界について	●
		そもそもどうしたらよいか分からない	
		修繕・リフォーム	
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	
建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）			
建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握			
耐震診断等をしたい			
売却・賃貸したい			
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい		●	
建物新築・増築・取壊し登記をしたい	●		
権利関係を調査したい			
建物の活用用途や活用策を相談したい			
建て替えをしたい			
利活用・処分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	
		管理を依頼したい	
		定期的な見守りをして欲しい	
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	
		活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい
	新築 建て替え	マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	
町家に関すること			
利用者	新築 建て替え	新築・建て替えをしたい	
		接道していない 住宅地整備をしたい	●
利用者	買いたい 借りたい	空き家活用バンクに登録したい	

団体名	
一般社団法人石川県建築士事務所協会	
住所	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号
電話番号	076-244-5152
F A X	076-244-8472
メール	ishikyokai@ishi-kjk.or.jp

① 主な相談内容

- ・ 建物の修繕・リフォーム等（耐震診断・補強計画・耐震改修を伴うもの）をしたい
- ・ 建物の状態評価（既存住宅状況調査）をしたい
- ・ 新築・建て替え（空き家である町家を別の建物に新築・建て替え）をしたい
- ・ 金澤町家の耐震性を向上したい

② 相談の取り次ぎの流れ（例）



③ 相談対応に必要な資料（例）

- | | |
|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 図面・敷地図等（手書き可） | <input type="checkbox"/> 相談の目的について |
| <input type="checkbox"/> 写真（内外） | <input type="checkbox"/> 住宅地図（所在地） |
| <input type="checkbox"/> 土地建物の所有者又は管理人等が確認できる書類（登記事項証明書や契約書等） | |

相談内容に応じた仕事人の役割（一般社団法人石川県建築士事務所協会）

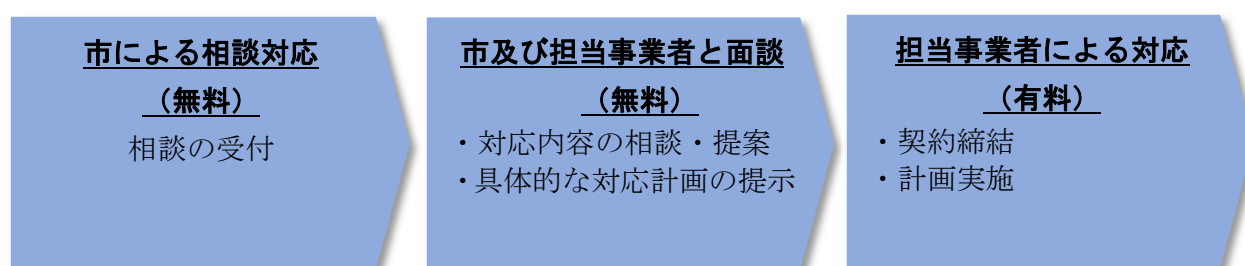
分類		相談内容	(一社) 石川県建築士事務所協会
空き家化の予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	
		遺言書を残したい	
		住宅の活用処分等を考えたい	
	相続	成年後見制度について知りたい	
		遺産分割協議について	
		土地・建物のトラブルを解消したい	
		相続放棄をしたい	
	売却・賃貸	相続登記について	
		土地の境界について	
		そもそもどうしたらよいか分からない	
		修繕・リフォーム	
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	●
		建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）	
		建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握	
耐震診断等をしたい		●	
売却・賃貸したい			
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい			
建物新築・増築・取壊し登記をしたい			
権利関係を調査したい			
建物の活用用途や活用策を相談したい	●		
建て替えをしたい	●		
利活用・処分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	
		管理を依頼したい	
		定期的な見守りをして欲しい	
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	●
	活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい	
マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）			
町家に関すること			
新築 建て替え	新築・建て替えをしたい	●	
	接道していない		
	住宅地整備をしたい		
利用者	買いたい借りたい	空き家活用バンクに登録したい	

団体名	
一般社団法人石川県木造住宅協会	
住所	〒920-0364 金沢市松島2丁目109
電話番号	076-240-4081
F A X	076-240-4051
メール	office@jiwood.or.jp

① 主な相談内容

- ・ 建物の現況調査・詳細調査・性能評価（インスペクション）をしたい
 - ・ 住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい
 - ・ 建物の活用用途や活用策を相談したい
 - ・ 解体・解体に伴う隣家の補修をしたい
 - ・ 修繕・リフォーム・耐震改修をしたい
 - ・ 安心R住宅制度を知りたい・利用したい
 - ・ マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい
 - ・ 空き家活用バンクに登録したい
 - ・ 売却・賃貸したい※
 - ・ 管理を依頼したい
 - ・ 町家に関すること
 - ・ 修繕・リフォーム・耐震改修をしたい
 - ・ 耐震診断等をしたい
 - ・ 新築・建て替えをしたい
 - ・ 定期的な見守りをして欲しい
 - ・ 接道していない
 - ・ 住宅地整備をしたい
- ※宅地建物取引士が対応する

② 相談の取り次ぎの流れ（例）



③ 相談対応に必要な資料（例）

- 図面・敷地図等（手書き可）
- 写真
- 相談の目的について

相談内容に応じた仕事人の役割（一般社団法人石川県木造住宅協会）

分類	相談内容	(一社) 石川県 木造住宅協会	
空き家化の 予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	●
		遺言書を残したい	
		住宅の活用処分等を考えたい	●
	相続	成年後見制度について知りたい	
		遺産分割協議について	
		土地・建物のトラブルを解消したい	
		相続放棄をしたい	
	売却・賃貸	相続登記について	
		土地の境界について	
		そもそもどうしたらよいか分からない	●
		修繕・リフォーム	●
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	●
		建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）	●
		建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握	●
耐震診断等をしたい		●	
売却・賃貸したい		●	
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい		●	
地域活動の場として活用して欲しい		●	
維持・管理		土地の境界を確認・確定・登記したい	
	建物新築・増築・取壊し登記をしたい		
	権利関係を調査したい		
	建物の活用用途や活用策を相談したい	●	
	建て替えをしたい	●	
	そもそもどうしたらよいか分からない	●	
	管理を依頼したい	●	
	定期的な見守りをして欲しい	●	
解体処分	解体・隣家の補修をしたい	●	
	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	●	
居住活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい	●	
	マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	●	
	町家に関すること	●	
活用	新築・建て替えをしたい	●	
	接道していない	●	
	住宅地整備をしたい	●	
利用者	買いたい 借りたい	空き家活用バンクに登録したい	●

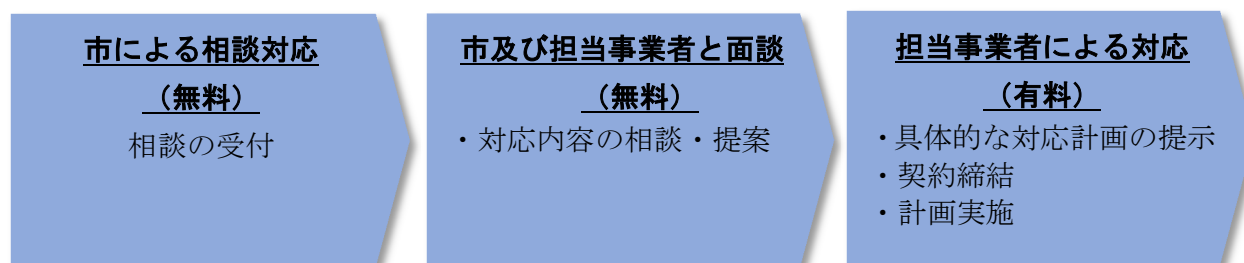
団体名	
一般社団法人プレハブ建築協会 中部支部北陸協議会	
住所	〒921-8161 石川県金沢市有松3丁目6番25号 (株式会社伝広社 内)
電話番号	076-247-1311
F A X	076-247-1351
メール	info@denkosya.jp

① 主な相談内容

- ・ 修繕・リフォーム・耐震改修をしたい
- ・ 建物の状態評価（インスペクション）をしたい
- ・ 建物の活用用途や活用策を相談したい
- ・ 新築・建て替えをしたい
- ・ 接道していない
- ・ 住宅地整備をしたい

※相談対象はプレハブ建築に関すること

② 相談の取り次ぎの流れ（例）



③ 相談対応に必要な資料（例）

- 図面・敷地図等（手書き可） 相談の目的について
 写真

相談内容に応じた仕事人の役割（一般社団法人プレハブ建築協会 中部支部北陸協議会）

分類	相談内容	(一社)プレハブ建築協会中部支部北陸協議会	
空き家化の予防対策	ライフプラン	市民相談会 売買・賃貸などにより生活設計を見直したい 遺言書を残したい 住宅の活用処分等を考えたい 成年後見制度について知りたい	●
	相続	遺産分割協議について 土地・建物のトラブルを解消したい 相続放棄をしたい 相続登記について 土地の境界について	
	売却・賃貸	そもそもどうしたらよいか分からない	
		修繕・リフォーム	●
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	●
		建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）	
		建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握	
		耐震診断等をしたい	
		売却・賃貸したい	
		住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい	
		地域活動の場として活用して欲しい	
		土地の境界を確認・確定・登記したい	
	建物新築・増築・取壊し登記をしたい		
権利関係を調査したい			
建物の活用用途や活用策を相談したい	●		
建て替えをしたい	●		
利活用・処分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	
		管理を依頼したい	
	定期的な見守りをして欲しい		
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	●
活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい		
	マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）		
新築 建て替え	町家に関すること		
	新築・建て替えをしたい	●	
	接道していない	●	
住宅地整備をしたい	●		
利用者	買いたい 借りたい	空き家活用バンクに登録したい	

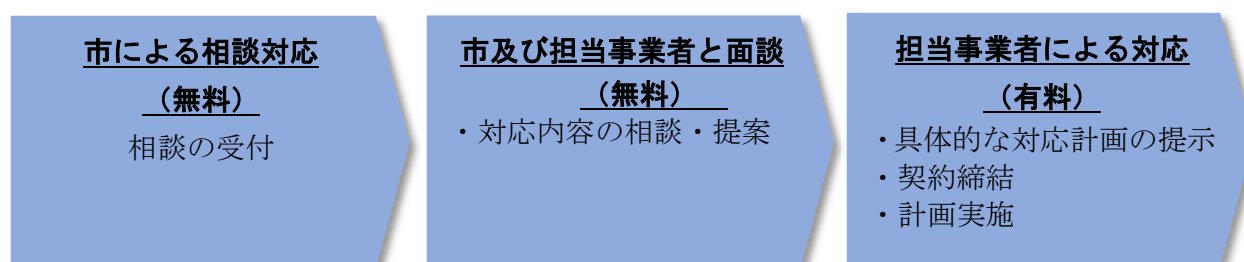
団体名	
金沢市建築組合	
住所	〒920-0022 金沢市北安江4丁目15番15号
電話番号	076-263-7058
F A X	076-263-7533
メール	kanaken@axel.ocn.ne.jp

① 主な相談内容

- ・ 建物の活用用途や活用策を相談したい
- ・ 修繕・リフォーム・耐震改修をしたい※
- ・ 新築・建て替えをしたい※
- ・ 解体・解体に伴う隣家の補修をしたい※

※町家に関する相談を含む

② 相談の取り次ぎの流れ（例）



③ 相談対応に必要な資料（例）

- 図面・敷地図等（手書き可） 相談の目的について
 写真

相談内容に応じた仕事人の役割（金沢市建築組合）

分類		相談内容	金沢市建築組合
空き家化の予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	
		遺言書を残したい	
		住宅の活用処分等を考えたい	
	相続	成年後見制度について知りたい	
		遺産分割協議について	
		土地・建物のトラブルを解消したい	
		相続放棄をしたい	
	売却・賃貸	相続登記について	
		土地の境界について	
		そもそもどうしたらよいか分からない	
		修繕・リフォーム	●
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	
建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）			
建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握			
耐震診断等をしたい			
売却・賃貸したい			
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい			
建物新築・増築・取壊し登記をしたい			
権利関係を調査したい			
建物の活用用途や活用策を相談したい	●		
建て替えをしたい	●		
利活用・処分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	
		管理を依頼したい	
		定期的な見守りをして欲しい	
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	●
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	●
		活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい
	新築建て替え	マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	
町家に関すること			
新築建て替え	新築・建て替えをしたい	●	
	接道していない	●	
住宅地整備をしたい			
利用者	買いたい借りたい	空き家活用バンクに登録したい	

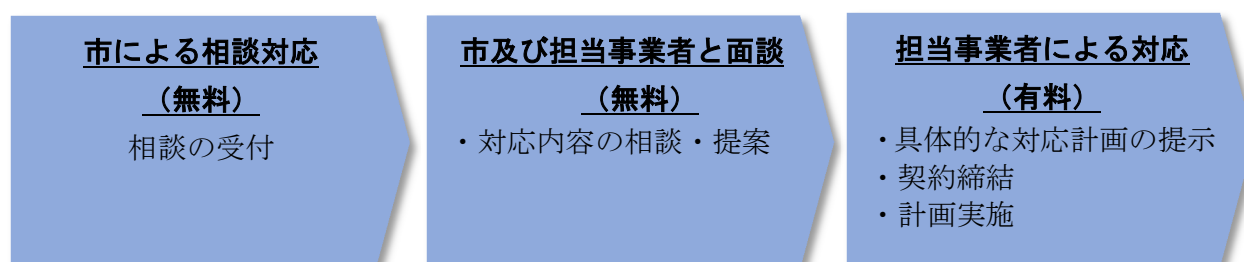
団体名	
金沢地区建築組合連合会	
住 所	〒920-0365 金沢市神野町西 257 番地
電話番号	076-249-7260
F A X	076-249-7260
メー ル	

① 主な相談内容

- ・ 建物の活用用途や活用策を相談したい
- ・ 修繕・リフォーム・耐震改修をしたい※
- ・ 新築・建て替えをしたい※
- ・ 解体・解体に伴う隣家の補修をしたい※

※町家に関する相談を含む

② 相談の取り次ぎの流れ（例）



③ 相談対応に必要な資料（例）

- 図面・敷地図等（手書き可） 相談の目的について
 写真

相談内容に応じた仕事人の役割（金沢地区建築組合連合会）

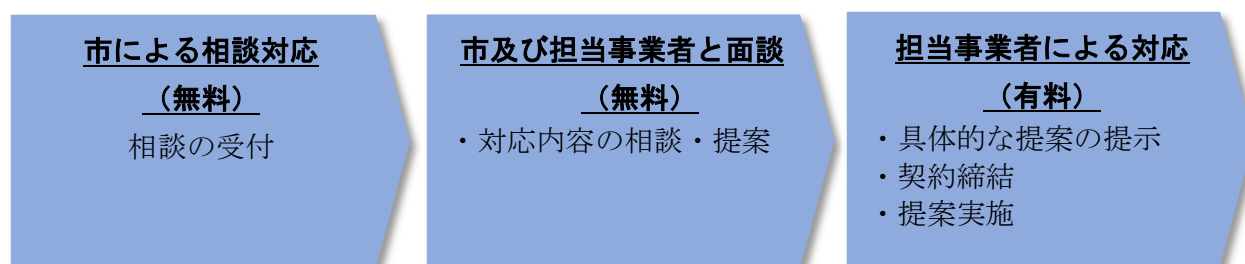
分類		相談内容	金沢地区 建築組合連合会
空き家化の 予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	
		遺言書を残したい	
		住宅の活用処分等を考えたい	
	相続	成年後見制度について知りたい	
		遺産分割協議について	
		土地・建物のトラブルを解消したい	
		相続放棄をしたい	
	売却・賃貸	相続登記について	
		土地の境界について	
		そもそもどうしたらよいか分からない	
		修繕・リフォーム	●
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	
建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）			
建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握			
耐震診断等をしたい			
売却・賃貸したい			
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい			
建物新築・増築・取壊し登記をしたい			
権利関係を調査したい			
建物の活用用途や活用策を相談したい	●		
建て替えをしたい	●		
利活用・ 処分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	
		管理を依頼したい	
		定期的な見守りをして欲しい	
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	●
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	●
		活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい
	新築 建て替え	マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	
町家に関すること			
新築 建て替え	新築・建て替えをしたい	●	
	接道していない	●	
住宅地整備をしたい			
二 利 用 者	買いたい 借りたい	空き家活用バンクに登録したい	

団体名	
金沢弁護士会	
住所	〒920-0937 金沢市丸の内7番36号
電話番号	076-221-0242
F A X	076-222-0242
メール	

① 主な相談内容

- ・ 遺言書について
- ・ 遺産分割協議について
- ・ 相続放棄をしたい
- ・ 売買・賃貸借の契約書を作成したい
- ・ 成年後見制度について
- ・ 土地・建物のトラブルを解消したい
- ・ 土地の境界を確定したい
- ・ 権利関係を調査したい

② 相談の取り次ぎの流れ（例）



③ 相談対応に必要な資料（例）

- 登記事項証明書
- 地図
- 相談の目的について
- 写真

相談内容に応じた仕事人の役割（金沢弁護士会）

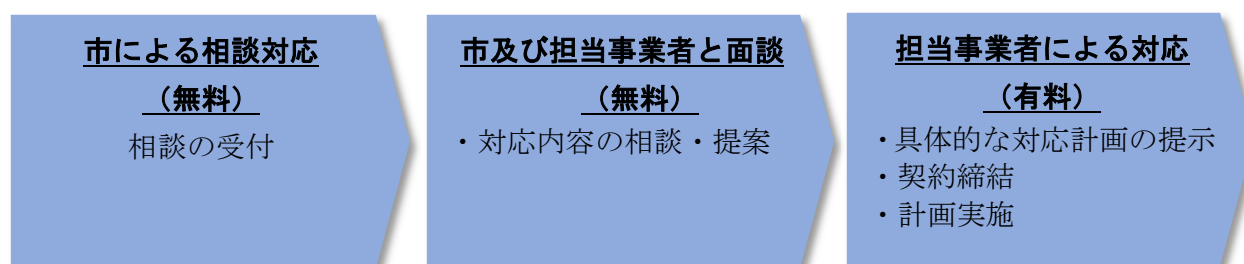
分類		相談内容	金沢弁護士会
空き家化の 予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	
		遺言書を残したい	●
		住宅の活用処分等を考えたい	
	相続	成年後見制度について知りたい	●
		遺産分割協議について	●
		土地・建物のトラブルを解消したい	●
		相続放棄をしたい	●
		相続登記について	
	売却・賃貸	土地の境界について	●
		そもそもどうしたらよいか分からない	
		修繕・リフォーム	
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	
		建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）	
		建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握	
耐震診断等をしたい			
売却・賃貸したい		●	
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい		●	
建物新築・増築・取壊し登記をしたい			
権利関係を調査したい	●		
建物の活用用途や活用策を相談したい			
建て替えをしたい			
利 活 用 ・ 処 分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	
		管理を依頼したい	
		定期的な見守りをして欲しい	
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	
		活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい
	新築 建て替え	マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	
町家に関すること			
新築・建て替えをしたい			
二 利 用 者	買いたい 借りたい	接道していない	
		住宅地整備をしたい	
		空き家活用バンクに登録したい	

団体名	
公益社団法人石川県宅地建物取引業協会	
住所	〒921-8047 金沢市大豆田本町口 46 番地 8 (石川県不動産会館)
電話番号	076-291-2255
F A X	076-291-1118
メール	webmaster@takken-ishikawa.or.jp

① 主な相談内容

- ・ 建物を相続するものがない
- ・ 売買・賃貸などにより生活設計を見直したい
- ・ 住宅の活用処分等を考えたい
- ・ 売却・賃貸したい
- ・ 建物の活用用途や活用策を相談したい
- ・ 管理を依頼したい
- ・ 定期的な見守りをして欲しい
- ・ 接道していない
- ・ 住宅地整備をしたい
- ・ 空き家活用バンクに登録したい

② 相談の取り次ぎの流れ (例)



③ 相談対応に必要な資料 (例)

- 図面・敷地図等 (手書き可) 相談の目的について
 写真

相談内容に応じた仕事人の役割（公益社団法人石川県宅地建物取引業協会）

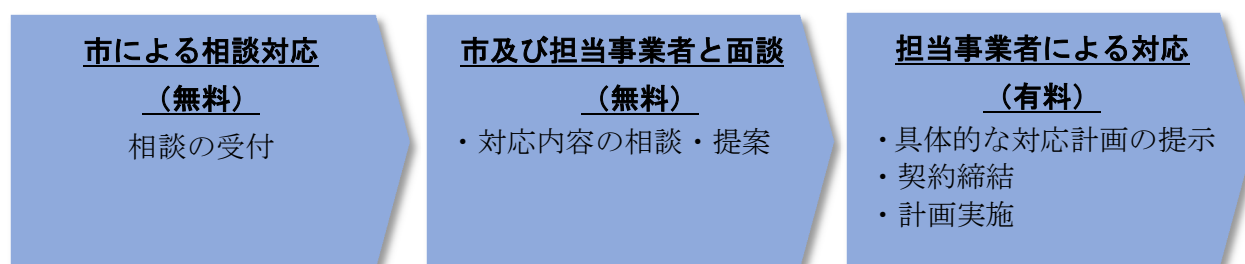
分類		相談内容	(公社) 石川県 宅地建物取引業協会
空き家化の 予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	●
		遺言書を残したい	
		住宅の活用処分等を考えたい	●
		成年後見制度について知りたい	
	相続	遺産分割協議について	
		土地・建物のトラブルを解消したい	
		相続放棄をしたい	
		相続登記について	
		土地の境界について	
	売却・賃貸	そもそもどうしたらよいか分からない	●
		修繕・リフォーム	
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	
		建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）	
		建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握	
耐震診断等をしたい			
売却・賃貸したい		●	
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい			
建物新築・増築・取壊し登記をしたい			
権利関係を調査したい			
建物の活用用途や活用策を相談したい	●		
建て替えをしたい			
利 活 用 ・ 処 分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	●
		管理を依頼したい	●
		定期的な見守りをして欲しい	●
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	
	活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい	
		マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	
		町家に関すること	
新築 建て替え	新築・建て替えをしたい		
	接道していない	●	
	住宅地整備をしたい	●	
二 利 用 者	買いたい 借りたい	空き家活用バンクに登録したい	●

団体名	
公益社団法人全日本不動産協会 石川県本部	
住 所	〒921-8025 金沢市増泉1丁目19番34号 サンプラザノアビル3階
電話番号	076-280-6223
F A X	076-280-6224
メー ル	info@ishikawa.zennichi.or.jp

① 主な相談内容

- ・ 建物を相続するものがない
- ・ 売買・賃貸などにより生活設計を見直したい
- ・ 住宅の活用処分等を考えたい
- ・ 売却・賃貸したい
- ・ 建物の活用用途や活用策を相談したい
- ・ 管理を依頼したい
- ・ 定期的な見守りをして欲しい
- ・ 接道していない
- ・ 住宅地整備をしたい
- ・ 空き家活用バンクに登録したい

② 相談の取り次ぎの流れ（例）



③ 相談対応に必要な資料（例）

- 図面・敷地図等（手書き可）
- 写真
- 登記事項証明書（全日で取得することも可能です。費用は有料です。）
- 相談の目的について
- 権利書

相談内容に応じた仕事人の役割（公益社団法人全日本不動産協会 石川県本部）

分類		相談内容	(公社)全日本 不動産協会 石川県本部
空き家化の 予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	●
		遺言書を残したい	
		住宅の活用処分等を考えたい	●
	相続	成年後見制度について知りたい	
		遺産分割協議について	
		土地・建物のトラブルを解消したい	
		相続放棄をしたい	
	売却・賃貸	相続登記について	
		土地の境界について	
		そもそもどうしたらよいか分からない	●
		修繕・リフォーム	
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	
		建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）	
		建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握	
耐震診断等をしたい			
売却・賃貸したい		●	
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい			
建物新築・増築・取壊し登記をしたい			
権利関係を調査したい			
建物の活用用途や活用策を相談したい	●		
建て替えをしたい			
利 活 用 ・ 処 分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	●
		管理を依頼したい	●
		定期的な見守りをして欲しい	●
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	
	活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい	
		マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	
	新築 建て替え	町家に関すること	
新築・建て替えをしたい			
接道していない		●	
ニ 利 用 者	買いたい 借りたい	住宅地整備をしたい	●
		空き家活用バンクに登録したい	●

団体名	
特定非営利活動法人金澤町家研究会	
住 所	〒920-0854 金沢市安江町4番20号
電話番号	076-254-0647
F A X	076-254-0657
メー ル	kanazawa-machiya@nifty.com

① 主な相談内容

相談対象は金澤町家に関すること

- ・ 修繕・リフォーム・耐震改修をしたい
- ・ 売却・賃貸したい
- ・ 解体・解体に伴う隣家の補修をしたい
- ・ その他の金澤町家に関すること

② 相談の取り次ぎの流れ（例）

市による相談対応 （無料）

相談の受付

市及び担当事業者と面談 及び対応（無料）

- ・ 金澤町家情報バンクの登録・閲覧
- ・ 金澤町家流通コーディネーター事業への登録・流通支援
- ・ 不動産会社、建築実務者（LLP 金澤町家）の紹介

担当事業者による対応 （有料）

- ・ 現地調査
- ・ 具体的な対応方針の提示
- ・ 契約締結
- ・ 実施設計

③ 相談対応に必要な資料（例）

- 図面・敷地図等（手書き可、無くても可）
- 写真（無くても可）

相談内容に応じた仕事人の役割（特定非営利活動法人金澤町家研究会）

分類		相談内容	(特非)金澤町家研究会
空き家化の予防対策	ライフプラン	市民相談会	●
		売買・賃貸などにより生活設計を見直したい	
		遺言書を残したい	
		住宅の活用処分等を考えたい	
		成年後見制度について知りたい	
	相続	遺産分割協議について	
		土地・建物のトラブルを解消したい	
		相続放棄をしたい	
		相続登記について	
	売却・賃貸	土地の境界について	
		そもそもどうしたらよいか分からない	●
		修繕・リフォーム	●
		建物の非破壊による現況調査（一次的インスペクション）	
		建物の破壊調査を含めた詳細調査（二次的インスペクション）	
		建物のリフォーム前後の現況調査による劣化状況と性能把握	
耐震診断等をしたい		●	
売却・賃貸したい		●	
住宅瑕疵保険について知りたい・利用したい			
地域活動の場として活用して欲しい			
土地の境界を確認・確定・登記したい			
建物新築・増築・取壊し登記をしたい			
権利関係を調査したい			
建物の活用用途や活用策を相談したい	●		
建て替えをしたい	●		
利活用・処分	維持・管理	そもそもどうしたらよいか分からない	●
		管理を依頼したい	
		定期的な見守りをして欲しい	
	解体処分	解体・隣家の補修をしたい	●
	居住活用	修繕・リフォーム・耐震改修をしたい	●
	活用	安心R住宅制度を知りたい・利用したい	
		マイホーム借上げ制度を知りたい・利用したい（J T I）	
新築 建て替え	町家に関すること	●	
	新築・建て替えをしたい	●	
	接道していない		
		住宅地整備をしたい	
利用者	買いたい 借りたい	空き家活用バンクに登録したい	

5 様式関係

様式一覧表

相談対応で使用する様式（紙媒体）は下表のとおり。

様式 No.	名 称	記 入 者	受 付	押 印
1	誓約書	登録事業者	市	署 名 又は 記名押印
2	金沢市空き家等活用・ 流通促進体制利用申請書	相談者 (所有者)	市	不要
3	情報提供に関する同意書	相談者 (所有者)	担当事業者	署 名 又は 記名押印

(様式1)

誓約書

私は、金沢市空き家等活用・流通促進体制（以下「活用・流通体制」という）業務に従事するにあたり、当該業務に関して知り得た個人情報について、業務の期間中はもとより、業務の終了後もみだりに第三者に対し開示又は漏えいしないこと、及び上記業務遂行目的以外に利用しないことを誓約します。

また、活用・流通体制業務に従事する従業員が上記内容を遵守するよう指導・管理します。

年 月 日

所在地

会社名

代表者氏名

(署名又は記名押印)

金 沢 市 長 様

(様式2)

(宛先) 金沢市長

金沢市空き家等活用・流通促進体制利用申請書

私は、下記の事項を理解し、金沢市（以下「市」）及び市と協定を締結した専門団体が構成される金沢空き家再生ひきうけ隊（以下「ひきうけ隊」）並びに専門団体内で登録した事業者（以下「登録事業者」）並びに運営事務局との間で空き家等情報を共有することについて同意のうえ、金沢市空き家等活用・流通促進体制の利用を申請します。

空き家等の所在地 地 番 金沢市
住居表示 金沢市

記

[情報の利用目的]

ひきうけ隊と登録事業者並びに運営事務局とで情報共有し、相談空き家等に対する解決策を提案し、その遂行をもって本市における空き家等の有効活用及び流通の促進を図る。

[空き家等に関する情報の共有相手]

ひきうけ隊と相談の対応を依頼する登録事業者並びに運営事務局

[共有する情報の範囲]

下記①～⑥の情報

- ① 申請者に関する事項 氏名、住所、電話番号等の連絡先
- ② 空き家等の情報 地番、住居表示、用途、構造、階数、築年数
延べ面積、敷地面積、位置する区域、前面道路の種別
- ③ 空き家等の相談内容 相談の内容、相談解決を阻害する要因
- ④ 空き家等の資料 位置図、図面、写真等
- ⑤ 空き家等の解決策の実施状況、課題及び結果に関する情報
- ⑥ その他空き家等の流通促進を行う上で必要となる情報

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

連絡先

(様式3)

(宛先) 担当事業者

情報提供に関する同意書

私は、金沢市空き家等活用・流通促進体制業務の遂行において、貴殿（貴職ら）が取得した下記空き家等に関連する一切の情報に関し、金沢空き家再生ひきうけ隊並びに専門団体内で登録した事業者並びに運営事務局との間で共有することについて同意します（但し、上記共有から除外してほしい情報がある場合は下記の通り）。

【対象空き家等】

地番

住居表示

【共有から除外してほしい情報】（いずれかに○をつける）

- * ありません。
- * 以下の情報は除外してください。

[]

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(署名又は記名押印)

6 クラウドサービスのアプリ

キャンセル

保存

更新日時 *

(自動入力)

更新者 *

(自動入力)

基本情報 (金沢市入力)

管理No. *

進捗状況

 ▼

解決・取り下げ日

金沢市担当者

空き家等種別 *



空き家



空き地

所在地番

住居表示

▼ 相談者情報

相談受付日 *

2023-06-09

相談手段 *



来庁



電話



郵送



メール

相談者区分 *



所有者



管理者



相続人

郵便番号

住所

相談者氏名

電話番号

携帯電話

FAX

メールアドレス

相談中の事業者等

相談内容

運営事務局 (運営事務局、金沢市入力)

現地調査日

運営事務局

運営事務局担当者氏名



仕事人・担当事業者 (運営事務局入力)

仕事人

(複数追加可)



担当事業者

担当事業者	担当事業者担当者氏名	電話番号	メールアドレス
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

取得 クリア



建築確認申請情報 (金沢市入力)

▼ 建築確認申請情報詳細

申請の有無 *

受付年月日

確認番号の有無 *

確認番号

検査済証の有無 *

検査済日

有

無

有

無

有

無

空き家等の情報 (運営事務局、金沢市入力)

住居 緯度

住居 経度

GoogleMapリンク

> 空き家等の情報詳細

▼ 空き家等の情報詳細

前面道路 *

前面道路 (その他)

市道 位置指定道路 既存道路 未接道 その他

前面道路 (面数) 幅員 1 幅員 2 幅員 3

面道路 m m m

区域 *

市街化区域 市街化調整区域 居住誘導区域 まちなか

用途地域

指定容積率 指定建ぺい率 その他建築制限

% %

付属建築物

建物の状態

土地の状態

その他状態

破損無し

屋根

外壁

基礎

開口部

設備

無施設棟

ごみ放置

草木・樹木が繁茂

害虫・害獣の生息

可燃物放置

周囲への影響 (付属建築物含む) *

有 無

【金沢市記載】 阻害要因

【事務局記載】 阻害要因

全部事項証明書の情報 (金沢市入力)

▼全部事項証明書の情報詳細

登記状況 *

登記あり 建物未登記 土地未登記 建物・土地未登記

現況 (従前) 登記用途 *

居宅 兼用住宅 共同住宅 空き地 その他

現況 (従前) 登記用途 (その他)

延べ面積

m²

建築年 (西暦)

年

構造 *

木造 非木造

構造 (非木造)

階数 *

平屋 2階 建物無し その他

階数 (その他)

階

土地登記面積

m²

建物所有者1氏名

建物所有者1持ち分

建物所有者1住所

建物所有者2氏名

建物所有者2持ち分

建物所有者2住所

建物所有者3氏名

建物所有者3持ち分

建物所有者3住所

抵当権等 (建物) *

有 無

土地所有者1氏名

土地所有者1持ち分

土地所有者1住所

土地所有者2氏名

土地所有者2持ち分

土地所有者2住所

土地所有者3氏名

土地所有者3持ち分

土地所有者3住所

抵当権等（土地）*

有 無

現地写真

参照 (最大1 GB)

各種関係書類

参照 (最大1 GB)

利用申請書

参照 (最大1 GB)

過去のコメント欄（履歴）

参照 (最大1 GB)

相談対応記録 （運営事務局、仕事人、金沢市入

力）

▼ 4者面談記録

面談日

入力者

面談場所

面談内容（自由記載）

相談・対応記録

対応日	作成日	報告者	種別	対応内容（自由記載）
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

金沢市空き家等活用・流通促進体制 運用マニュアル

金沢市都市整備局 建築指導課 空き家活用室

所在地 : 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

電話番号 : 076-220-2136

FAX : 076-220-2134

E-Mail : kenchiku@city.kanazawa.lg.jp